

## 富岡町家賃低廉化補助金実施要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、富岡町家賃低廉化補助金交付要綱（令和 4 年富岡町告示第 44 号。以下「要綱」という。）第 19 条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### (賃貸住宅の貸出)

第 3 条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第 7 条第 3 項の規定により、町長から富岡町家賃低廉化補助金対象物件登録通知書（様式第 2 号）が交付されたときは、当該通知書が交付された日以降に、帰還・移住者等との賃貸借契約を締結しなければならない。

### (入居募集)

第 4 条 申請者は、富岡町商工会に加入する宅地建物取引業者等仲介事業者を介して、賃貸住宅の入居募集を行わなければならない。

### (補足)

第 5 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。